

清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）に対して提出された意見等の概要及び意見に対する考え方

令和2年12月21日から令和3年1月12日までの間、清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）に対する意見募集を行った結果、1人の方から3件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見を適宜要約し項目ごとに整理したうえで、意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

	意見の概要	対応内容
1	<p>市民生活が大変苦しい中で、介護保険料の引き上げを行わないでください。現在18段階の保険料区分を更に増やしてください。やむを得ず引き上げる場合でも、特別会計の基金を取り崩してできるだけ低く抑えてください。</p>	<p>介護保険料につきましては、第8期介護保険事業計画の期間である令和3年度から令和5年度までの3年間における保険給付費等の総額を見込み、被保険者である65歳以上の高齢者の人数で割り返して1人当たりの保険料基準額を算定いたします。</p> <p>所得額に応じた18段階の保険料区分は、都内26市の中で2番目に多く段階を分けており、これ以上細分化することは難しいと考えております。</p> <p>介護保険料の上昇を抑えるための介護給付費準備基金からの繰り入れについては、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年や団塊の世代ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年を見据え、今後も介護需要の増加や多様化が見込まれることから、繰入額については今後の状況も考慮した上で検討してまいります。</p>
2	<p>特別養護老人ホームや認知症グループホームなどの基盤整備を進めて待機者の解消に努めてください。特に、市民の要望が高い特別養護老人ホームの建設を進めてください。市内の高齢者は一人暮らしや夫婦二人暮らしが多く、住まいでは公的賃貸が多く、配偶者のどちらかが倒れたり、亡くなったりした場合、在宅介護が厳しくなります。従って、国民年金でも入れる特別養護老人ホームが必要です。ぜひ、特別養護老人ホーム建設を、第8期の事業計画に入れてください。</p>	<p>特別養護老人ホームの整備は、東京都において都全体の均衡を図りながら整備率を高める計画としておりますので、市長会から整備促進を東京都等へ要望しているところです。</p> <p>認知症対応型グループホームの整備は、現在、5か所（9ユニット）が整備されております。待機者の状況や今後の需要を考慮し、第8期介護保険事業計画（案）においても計画期間中に1か所（2ユニット）の整備を計画しております。</p>

3	<p>介護人材不足と処遇改善のため、国に介護報酬の引き上げを要望して下さい。このままでは、介護崩壊になりかねません。</p>	<p>介護人材確保のためには、介護職員の処遇改善は必須と考えております。</p> <p>本計画の策定とは別に、東京都市長会は、介護報酬改定時の地域区分の設定について、事業所の健全な運営、介護従事者の処遇改善、介護人材の安定的な確保といった課題を踏まえ、大都市における人件費、物件費、介護分野の有効求人倍率の高さなどを考慮し、実態に即したものとするよう国に働きかけるよう東京都に要望しています。</p> <p>部長会、課長会としましても、東京都を通じて国に要望してまいります。</p> <p>また、令和3年度介護報酬改定では0.7%の引き上げとなり、報酬額の改定や各種加算の新設が行われます。本市においても、事業所説明会等により事業所へしっかりと制度の周知をし、適切に活用していくよう努めてまいります。</p>
---	--	--